

霧島市導入促進基本計画

【国同意日】令和5年7月7日

鹿児島県霧島市

別 紙

霧島市導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

霧島市は鹿児島県の中央部に位置し、日本最初の国立公園である自然豊かな霧島連山をはじめ、その山麓に広がる広大な台地や水量の豊富な河川に囲まれる自然豊かなまちである。また空港、高速道路及び鉄道を有する交通の要衝として利便性も高いことから、さまざまな形態の企業が集積するまちとして栄えてきた。

【本市の人口構造】

本市の人口は、2000（平成 12）年国勢調査の 127,912 人をピークとして、その後は緩やかに減少傾向が続いている。2015（平成 27）年国勢調査では 125,857 人、2020（令和 2）年国勢調査では 123,135 人となっている。2015（平成 27）年の国勢調査に基づく推計値の 2025（令和 7）年には 122,830 人に減少すると推計されている。

年齢別階層では、2015（平成 27）年の高齢化率は 25.3%だったものが、2020（令和 2）年には 28.0%に増加し、2025（令和 7）年の高齢化率は 30.3%に増加すると推計されている。また、生産年齢人口割合では 2015（平成 27）年は 59.8%だったものが、2020（令和 2）年には 57.5%に減少し、2025（令和 7）年では 55.2%に減少すると推計されている。本市の人口減少率は、国の減少率を下回っているものの、少子高齢化による自然減少幅の拡大は今後も続く予想されている。

【本市の産業構造】

2020（令和 2）年国勢調査による産業 3 部門の就業者数を見ると、第 1 次産業 2,657 人（4.9%）、第 2 次産業 14,656 人（26.8%）、第 3 次産業 35,911 人（65.7%）となっている。

また、同じく産業大分類の就業者数を見ると、最も多いのが第 2 次産業の製造業 10,833 人（19.8%）、次いで、第 3 次産業の医療・福祉 8,680 人（15.9%）、卸売・小売業 7,228 人（13.2%）、サービス業 6,802 人（12.4%）、となっている。

なお、近年は運輸業や医療・福祉関係の事業所数が増加傾向にある。

【本市の中小企業の実態】

本市の経済や雇用を支える中小企業者を取り巻く環境は、少子高齢化等により今後急速に進行する人口減少による人手不足をはじめ、新型コロナウイルス感染拡大やエネルギー価格高騰等により、厳しい経営状況が続いている。

令和 4 年 5 月に実施した本市の事業所におけるまちづくりに関する考えを把握するための「事業所アンケート調査」の結果を見ると、雇用の状況については、「人手が足りないの

で、新たに雇用したい」が 44.9%で最も多く、次いで「人手は足りている」(38.6%)、「人手は足りていないが、新たに雇用する予定はない」(10.8%)となっている。

求人状況については、「求人したが、応募がない」が 46.5%で最も多く、次いで「求人し、応募があったため、雇用する予定である」(19.7%)、「まだ求人をしていない」(15.5%)となっている。

人手不足による業績への影響については、「今のところ影響はないが、この状況が続けば影響が出てくる」が 56.8%で最も多く、次いで「すでに影響が出ている」(19.3%)、「特に影響はない」(13.6%)となっている。

また、ハローワーク国分(霧島市・始良市)の令和5年2月の受理地別有効求人倍率は1.21倍で、前年同月を0.09ポイント下回っているが、依然として厳しい人手不足の状況にある。

このような実態を鑑み、効率的な生産活動、少ない労働力で事業継続が可能となるよう市内の中小企業の生産性向上を支援する必要がある。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づき、導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、市内中小企業が多様で活力ある成長発展を遂げ、更なる地域経済の活性化と市民生活が向上していくことを目指す。これを実現するための目標として、計画期間中に40件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。)が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市の産業は農林水産業、製造業、卸売・小売業、運輸業、宿泊業、飲食サービス業と多岐にわたり、多様な業種が本市の経済・雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等すべてとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

本市の産業は、山間部から平野部まで広域に立地している。これらの中小企業者の生産性向上をもれなく実現させるため、本計画の対象地域は本市全域とする。

(2) 対象業種・事業

前述のとおり本市の産業は多岐にわたり、多様な業種の中小企業者が本市の経済や雇用を支えていることから、これらの産業で幅広く事業者の生産性の向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は全業種とする。

本市の事業者の取組は、既存製品の付加価値化、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等多様である。したがって、本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年7月11日から令和7年3月31日までとする。

計画期間は原則として2年間であるところ、市全体及び商工労働分野における施策の方向性が会計年度等の始期である4月に切り替わることから、これらとの協調・連動を図るため、本計画の終期を令和7年3月31日とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 近年、売電を目的とする太陽光発電設備の設置が増加していることに伴い、本市における重要な観光資源である自然環境や景観が損なわれるとともに、災害発生リスクの高まりや地域住民の生活環境等に対し悪影響を及ぼすことが懸念されている。このため、本市においては、太陽光発電設備のうち「自己の工場や事務所などの敷地内に設置し、かつ、その発電電力を、直接、自社の商品の生産若しくは販売又は役務の提供に供するために自ら消費するもの」のみを対象とする。

(2) 人員削減の取組を先端設備等導入計画の認定の対象にしない等、雇用の安定に配慮する。

(3) 公序良俗に反する取組や反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の対象にしない等、健全な地域経済の発展に配慮する。